

知的財産権制度と産業発展

— 中国の状況を中心として —

The Intellectual Property Systems and the Development of Industry : Focusing on China

韓 金 江

要 旨

本稿は知的財産権の産業発展における役割について、中国を事例にして論じたものである。中国は1978年に「改革開放」政策を打ち出して以来、速いテンポで発展してきた。経済発展において、改革開放以降は外国の直接投資および先進技術が重要な位置を占めるようになった。政府は投資環境整備の一環として、1990年代から今までの10数年において、関係する法律の改正などによって知的財産権制度の強化を図ってきた。直接投資は、大量の資金と共に、外国の先進技術や経営管理方法などをもたらすことになるため、今後は知的財産権制度の一層の整備が予測される。

キーワード： 知的財産権、産業発展、特許権、特許戦略、ブランド戦略、直接投資

はじめに

知的財産権とは、人間の知恵や工夫から生まれた知的財産の創作者に一定期間の所有権利を与えるものであり、それは特許権、商標権、実用新案権、意匠権および著作権の総称である。知的財産を生み出した創作者に法律に基づいて一定期間の権利を付与し、不法侵害から保護するようにしたのが知的財産権制度である。

知的財産権制度は研究開発などの知的成果の所有権を保護することにより企業に市場競争力を与え、技術進歩を支援する役割を果たすことができるため、1つの産業発展の促進政策として見なされる。また、国際技術移転や商標使用権などのビジネス問題にあっても、知的財産権制度が不可欠な法的保護条件となっているため、この制度の確立は途上国にとって外国直接投資を導入するための重要な戦略でもある。ゆえに、一国の産業発展の状況を考察する際、その知的財産権制度の産業社会にお

ける役割、および問題点を検討する必要がある。

中国は1983年の商標法の実施以来、特許法、著作権法などの法律が次々に誕生し、法制と行政という二つの管理システムによる知的財産権制度を確立してきた。1990年代以降、政府は市場経済化改革における企業発展環境を整備し、WTOに加盟するため、主要な知的財産権法の改正を行った。2000年に特許法の第2次改正案が可決され、さらに2001年に著作権法と商標法も改正された。改正法の実施を通じて、知的財産権制度がさらに強化されるようになった。

一方、経済建設においては、1979年に改革開放政策を実施してから、外国の直接投資および先進技術が大きな役割を果たすようになった。中国にとって、外資導入は技術導入と同様に外国の技術情報を獲得する重要な方法であり、産業発展の欠かせない条件である。今後、継続的な産業発展のための外資導入および技術導入の必要性からも、知的財産権制度の一層の発展が必要とされる。

知的財産権制度については、中国では近年様々な研究がなされている。例えば、『知識産権』学術誌や『專利法研究』のような文献に多く見られる¹。一方、日本における中国知的財産権制度に関する主な研究としては、日本国際貿易促進協会、日本貿易振興会の調査研究などがある²。以上のような研究において、中国の知的財産権制度に関しては、制度における法律の整備状況や貿易との関わり、そして知的財産権に関する侵害状況を中心に行ってきた。しかし、著しい経済成長を成し遂げている中国に対して、その知的財産権制度の果たす役割と問題点については、必ずしも十分に検討されたとは言えない。特に、制度としての功罪両方を検討した上で、その中国の産業発展における役割を見る必要があるように思われる。

本稿は、産業発展における知的財産権制度の役割について、とりわけ1990年代の中国の状況を中心まとめたものである。まず、知的財産権の産業発展との関係、および企業との関わりから、制度としての重要性を確認する。次に、市場秩序の維持と技術進歩の促進という二つの側面から、中国における産業発展のための知的財産権への取り組みとその成果を明らかにする。最後に、制度としての限界および途上国にとっての問題点を議論することによって制度の限界を検証する。以上の検討に基づき、中国の知的財産権制度の実施成果および今後の課題を提示したい。

I. 制度としての重要性

1. 産業発展との関係

(1) 役割の形成と拡大

知的財産権制度の発展過程は知識および科学技術の発展、とりわけ商品経済の発展に密接に関係する。人類社会は初期段階において、自給自足の自然経済状態にあり、生産技術の低水準状態にあった。

このような歴史条件下において、知識および技術の発達が十分ではなかったため、知識を財産権と見なす保護制度が存立することは不可能であった。

16世紀には、近代工業および商業の発展に伴い、人々は商品意識が強まり、新たな技術条件下で生まれた各種の知的財産に含まれた商品価値を認識しつつあった。とりわけ、知的財産権の保護による技術進歩の促進、公平な市場競争の保障といった役割が認められたため、知的財産権法律制度がまず欧米で確立し、発展していった。

20世紀に入り、現代科学技術の発展は、科学研究および技術開発と国民経済との関係、即ち研究開発と生産との関係を密接化させてきた。換言すれば、国民経済を支える各産業の発展がさらに科学と技術に依存するようになった。このために、知的財産権制度は産業技術進歩を促進する政策手段として、より重視され、アジアなどの途上国においても採択されるようになったのである。

(2) 技術進歩との相互関係

前述のように、知的財産権制度は産業発展において、技術進歩を促進する役割を果たしている。しかし、知的財産権制度と技術進歩との二者の間にはどのような関係があるのであろうか。このような問い合わせを明らかにすることが知的財産権制度の重要性を理解する上で不可欠である。次にそれについて簡単に説明していこう。

知的財産権制度は科学技術の発達および文学芸術の繁栄を自らの出現と変化の基礎とし、同時に技術進歩の主体（企業）に無体的財産権利に関わる法律上の保護を提供する。即ち一方、産業社会は技術進歩を持続的に達成するために、発明者や著作者などの研究開発成果に対する保護を要求することにより、知的財産権制度の整備を進める。言い換えれば、産業発展において、知的財産権制度は技術進歩の発生により誕生し、且つ技術進歩に伴って整備されつつある。また、後者が前者の発展の推進力となろう。他方、知的財産権制度は科学技術の進歩を促進することを目的とし、様々な主体間における利益関係を調整する手段となる。とりわけ、知的財産権制度は一種の技術進歩の促進政策として、研究開発の成果を保護し、企業に市場競争力を与えることにより技術革新を加速する。したがって、二者の関係は相互に促進する発展関係であると言えよう。

2. 企業経営との関わり

(1) 経営環境の維持

知的財産権制度は技術進歩を促進することにより産業発展に働き掛けるが、市場競争秩序を安定させるというもう一つの役割から、企業の経営環境を維持することができる。

知的財産は企業にとって重要な無体的財貨であり、不可欠な経営資源でもある。したがって、有体

的財貨と同じように、企業は知的財産に関する財産権を有するのである。しかし、この財産権は有体的財産権と異なり、情報の形で企業外へ容易に流出することができる。もし部外者がこのような情報を自由に利用することを規制しなければ、企業発展、延いては産業発展に不利益をもたらすことがある。

例えば、企業の利益に関わる技術発明やコンピュータプログラム開発などの成果が社会で自由に利用されることを許せば、新しい研究開発への投資意欲は減退し、ないしは研究成果は隠匿されて社会に公開されなくなる可能性がある³。特に、技術進歩に伴って研究開発の費用が巨額となっているだけに、企業にとっては自ら新技術を開発しようとする誘因が感じられなくなる。長期的に見れば、技術進歩にはマイナスの影響を及ぼすこととなる。

また、商品の商標やサービス・マークなどの標識が他の企業に勝手に模倣され使用されると、商標に体化した商品の信用が損なわれ、消費者と商標権を有する企業に損害が及ぶ。結果として、正常な市場競争秩序が乱されることにより企業の経営環境は悪化することとなる。

以上のように、競争市場においては、企業発展のための適正な経営環境を維持するために、競争秩序の保障機能を持つ法律制度として、知的財産権制度は必要である。

(2) 経営戦略への活用

企業の特許権、商標権および著作権が知的財産権制度によって保護されるが、一方、企業は知的財産権制度を利用して経営戦略を立てることもできる。知的財産戦略は、知的財産権制度を利用して企業の市場競争の優位性を獲得しようという戦略である。例えば、特許戦略と商標戦略を挙げることができる。

特許戦略とは、特許制度を活用して企業の収益を拡大し、競争力を強化する戦略を指す。特許製品および特許製法を採用することにより独占利潤を獲得することができるため、開発された技術を速やかに特許出願し、特許法の保護を求める。また、特許制度による情報公開の利便性を利用することができる。即ち、開示されたライバル企業の特許情報を研究分析し、不足しているところに關わる研究開発に力を入れ、競争優位性がもたらされる技術開発を行うことができる。このような研究開発は特にR&D費が巨大化となっている新製品開発のリスクの大きい分野においてより効率的であろう。

商標に関する戦略は、通常にはブランド戦略と呼ばれる。企業間のマーケティング競争はブランド・ロイヤルティをめぐる競争という性格をもつため、ブランド・エクイティを構築することがブランド戦略の核心となる。知的財産権制度は企業の商標権を不正侵害行為から守るため、企業は積極的な宣伝を通じて他社とのブランド間競争において自社に持続的な競争優位をもたらすブランド・エクイティを築くことができる。このような戦略は企業にとって顧客から信頼を獲得すると共に、高い付加価値や利潤、そして市場支配力の源泉となる⁴。今日の激しい市場競争に対応するため、企業は知

的財産を用いた経営戦略を積極的に考案し、競争優位を獲得する必要があろう。

以上、知的財産権制度と産業および企業との関係をみてきた。知的財産権制度は現代社会における産業発展に欠かせない政策制度であり、企業成長のために利用可能な戦略手段であると言えよう。次に、知的財産権制度の役割について、中国の状況をみていく。

II. 産業発展における役割

ここでは、産業発展条件の創出という観点から知的財産権制度の役割をみることにする。

1. 市場秩序の維持

(1) 不正競争の起因

中国の知的財産権と言うと、よく指摘されているように、特許および商標を不法に模倣する模造品や、他人の著作を無断にコピーする海賊版 CD-ROM などの不正商品の横行が想起できよう。改革開放政策が打ち出された 1978 年にまでは、知的財産は長期的に公共財として考えられてきた。特に計画経済時代には、研究開発費用の不足、本来の技術基盤の低位などに加え、外国からの技術導入が困難となっていた状況にあったため、外国技術の模倣が技術を獲得する重要な方法となっていた。また、技術情報は公共財として取り扱われていたので、研究開発の成果が多くの国営企業に自由に使用されていた。さらに、知的財産権制度は改革開放政策の要求に応じて導入され、短期間に確立した⁵。したがって、これらの原因によって、一部の国民は知的財産権に関して十分に認識しておらず、特許などの不正使用が違法行為であるという意識が薄い状態になっていた。当然、不法行為を知りながらも、利益欲望のために不正商品を生産し、販売する事例が出てくるのは言うまでもない。確かに模造品や海賊版などの不正商品が市場に出回ることを簡単には根絶できないが、政府はこのような状況に対し、特許、商標および著作権などの法律に基づく取締を行い、知的財産権に関する知識の普及を促進し、同時に司法と行政との両手段を通じて知的財産権の保護を強化している。

(2) 権利保護の強化

司法保護では、1980～1993 年の間に、全国の裁判所は 3505 件の知的財産権の紛糾案件を受理した。そのうち、特許権紛糾案件は 1783 件、著作権紛糾案件は 1168 件、商標権紛糾案件は 554 件であった。1990 年代には、全国の裁判所は合計 36000 件あまりの知的財産権の紛糾案件について判決を下した。

行政保護では、1985～1996 年の間に、各級の特許管理機関は 3877 件の特許紛争案件を受理し、212 件の偽造特許を摘発して処理した。工商行政管理局商標局は 2000 年に 38240 件の商標違法案件

について調査と処理を行った。2000年に、全国の版権行政機関は2457件の紛糾案件を受理し、その内の2433件を処理した。さらに、3260万あまりの海賊版の出版物を押収した。また、全国の税関では2000年に295件の輸出入に関わる知的財産権の侵害案件が発覚した⁶。

さらに、1999年から2001年末までに、全国における200以上の「音像城」と呼ばれる規模の大きい音楽・画像製品市場が営業停止の行政命令を受け、不正商品の販売について調査・処理された⁷。これはWTO加盟をめぐっての知的財産権分野での大きな動きの1つと見られる。

一方、1993年に実施された不正競争防止法は、企業の営業秘密や商標・標識などの正当使用権を保護することを通して市場規制に一定の役割を果たしており、不正な競争行為の抑制によって公平な競争を確保している。特に商標を管理する行政部門はこの法律に基づき、「著名商標」(広く知られた商標)に対する侵害行為をより厳しく取り締まっている。

このように、不正商品の市場での流通を抑制することによって、企業と消費者の合法的権益を保護し、市場秩序の維持を強化しつつある。しかし、経済の急成長に伴い、知的財産権の侵害案件も増加する趨勢となっており、2005年に各地裁判所が受理した紛糾案件は3567件(一審案件)に達している。これは前年比約28%増であった⁸。不正商品の製造・流通という状況を徹底的に改善するにはなお一定の時間がかかるよう。

(3) 外資導入環境の改善

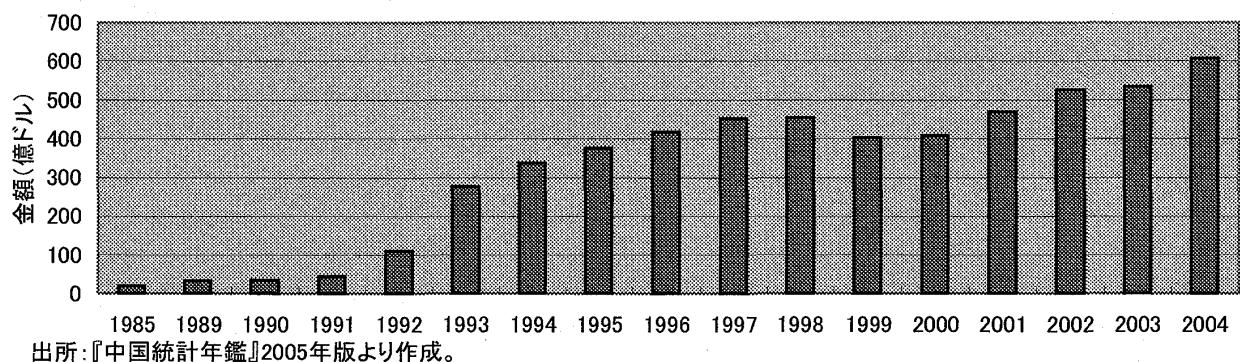
途上国にとって知的財産権制度の強化は、外国企業に良い投資環境(特に技術移転を伴う直接投資の場合)を提供することができる。改革開放以来、知的財産権制度の整備もあって、外国直接投資の実行額は1998年までに急増してきた(図1)。1998年のアジア金融危機の影響で1999年には403億ドルにまで減少したが、2000年から回復し、2001年(468億ドル)以降は過去最高の導入額を計上した1998年(454億ドル)を上回り、2004年には約606億ドルに達した。外国企業が大規模に投資を行う主因は次の3つと考えられる。まず、低コストを求めることがある。次に、13億人の市場の魅力である。さらに、投資環境が改善されつつあることである。多くの場合には、直接投資に伴って技術移転も行われることや商標の使用ライセンス契約が結ばれることがあるため、特に先進国は投資先の知的財産権に関わる法律制度の整備状況を重視している。このため、中国は投資環境整備の一環として、知的財産権制度を強化してきた。図1で示したように、1993年の外国直接投資の実行額は前年比150%増であった。もちろん、1992年の市場経済の導入政策はその増加の主因であったが、同年9月に特許法の第1回改正法の実施による投資条件の改善もある程度関係していると考えられる。また、同様に2000年8月の特許法第2次改正および翌年12月の商標法改正などの法規改正による投資環境の整備は、2001年以降の外国直接投資の拡大に繋がるものであろう。外国投資者が中国の産業発展に参入する意欲が外国発明特許の1990年代以来の出願数変化(図2)からも分か

る。全体的にみれば、増加の一途である。

外資系企業に関する商標権保護については、「重点商標」（重点商標の条件は、〔1〕市場で非常に高い信望を集めており、大衆によく知られている登録商標であり、〔2〕複数の省で侵害事件が発生し、工商管理局の取締りにもかかわらず解決していないものである。重点商標に選ばれると、侵害の取締が優先的に行われる。）の保護措置が採択されており、模造品の取締を強化している。投資環境の改善は、より多くの外国企業を中国に誘致している。2001年に許可された新規外資系企業は26139社であり、前年比16%増であった。これで、許可された企業の累積数は390484社となっている。また、中国は2000年から連続2年商標登録数が世界1位となっており、2001年は20万件あまりに上っている⁹。

直接投資は、大量の資金と共に、外国の先進技術や経営管理方法などをもたらすことになるため、

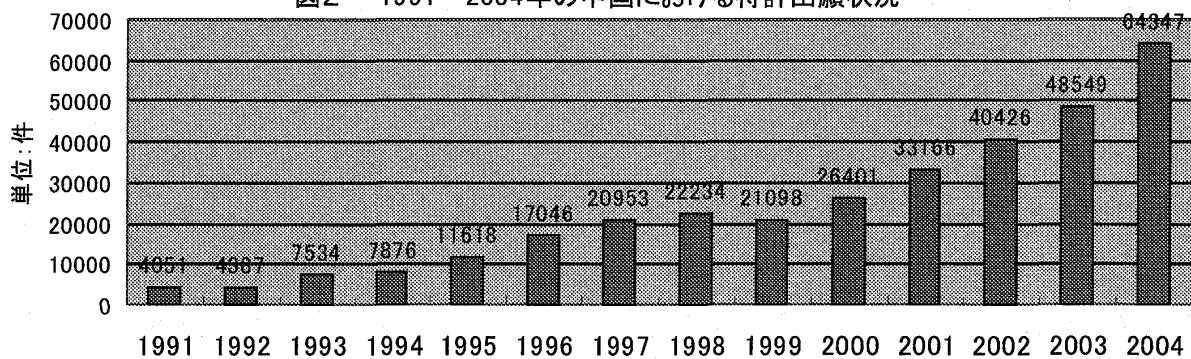
図1 外国直接投資実行額推移



出所:『中国統計年鑑』2005年版より作成。

今後は投資環境に関わる知的財産権制度の一層の整備が予想される。

図2 1991～2004年の中国における特許出願状況



出所:『中国統計年鑑』各年版より作成。

以上のように、知的財産権保護の強化は市場競争秩序の維持条件の1つとして、ある程度外国投資環境の改善をもたらしたと考えられる。

2. 技術進歩の促進

知的財産権制度、とりわけ特許制度が技術進歩を促進することにより産業競争力を高める役割を果たすことが広く認識されている。これについては、以下の3点を挙げることができる。

(1) 技術開発の促進

特許権者が特許権の実施により市場から利益を獲得できる。特許制度は発明者に特許権を付与することを通じて、発明を奨励し、技術開発を促進するものである。したがって、特許の数がある時点の一定分野における技術進歩の程度を示すおおまかな指標として、あるいはその重要な構成要素として使われることもある¹⁰。1990年代に入ってから、国内の発明特許の出願件数は毎年平均16%のスピードで増加している。1992年には初めて1万件を超え、2000年には2.5万件に上った¹¹。また、三種特許（発明特許、実用新案および意匠）の出願増加率を見れば、発明特許が一番大きく、2000年が前年比およそ63%増であった。このような状況は、技術開発が活発化しており、特許制度の技術開発を促進する役割をある程度示していると思われる。

(2) 技術革新の加速

上述のように、特許制度は技術開発の促進を通して、多くの新しい発明をもたらし、企業における技術革新のための選択肢を増やす。一方、特許技術を採用した多くの場合には、市場から通常以上の金銭的なプレミアムを得ることができるために、技術革新を起こす可能性がもたらされる。他方、発明特許権の保護期間は20年となっており、該当技術の特許権期間を過ぎると、その技術情報を他企業が利用することが可能になる。したがって、技術的競争優位を維持するために、企業は絶えず新技术を開発・導入し、技術革新を行っていくのである。また、失効特許は広く活用できるので、産業での技術普及も加速されることが可能になる。

特許制度の利用に比較的に効果をあげている企業を見れば、例えば大手鉄鋼メーカーである上海宝鋼集团公司は1999年までに499件（うち発明172件、実用新案327件）の特許権を取得し、これらの特許技術の採用を通して9000万元あまりの利益を獲得したと言われている¹²。また、深セン市におけるIT・通信メーカーである華為技術有限公司は毎年1000件の特許出願（その85%は発明特許）を行っている。累積で5300余件を出願し、うち1000件余の特許権を取得した。また、欧米などの先進国で計400件余の特許を出願したという¹³。しかし、このような企業事例は中国において、まだ稀であり、知的財産権に関して意識をもってそれを活用し、きちんとマネジメントを行っている企業がまだ少ない。企業と対照的に、大学や研究機関は知財問題をより重視し、管理も強化している¹⁴。

表1から分かるように、「大中型」と呼ばれる工業企業の特許登録数は1999年に5800件あまりに

上り、同年新製品開発数の 11%に達している。また、2003 年の新製品開発件数は 68633 件あり、特許出願件数と登録件数はそれぞれ 31382 件と 9395 件であった。同年新製品開発数に占める特許登録件数の割合は約 14% となっている。このような割合の増加状況が長期的に続ければ、企業の技術革新が促進されていくと考えられる。

表1 大中型工業企業の特許出願と登録状況 単位:件

	1996	1997	1998	1999
新製品開発件数	47718	51405	51763	52292
特許出願件数	4960	5896	6317	7884
特許登録件数	3085	3032	4208	5879
特許件数／開発件数	6%	6%	8%	11%

出所:『中国科技統計年鑑』中国統計出版社、各年版より作成。

このように、特許制度の実施は技術革新を加速することによって技術進歩を促しているとは言え、特許制度の歴史が短い中国にとっては、技術進歩の顕著な効果がまだ十分に見られないと思われる。しかし、2回にわたる特許法などの改正によって、今後企業の技術革新が一層加速されていくであろう。

(3) 伝統的問題の解決

一部の産業において、技術進歩を妨害する伝統的な問題点としては、研究開発と生産の分離による研究開発の経済性問題および重複開発による資源の浪費が指摘されている¹⁵。特許制度の1つの役割としては発明の商品化と市場化を促進することである。第2次改正特許法（第16条）によると、発明特許が市場化された後、応用する範囲および取得した経済的利益に基づき、発明者に合理的な報酬を与えると規定している。即ち、研究開発の成果の実用化により企業が生産活動を通じて、市場から利益を得ることが、発明者に報酬を与える必要条件である。したがって、発明者にとってR&Dが生産に緊密に結びつくような方向で努力することが利益を獲得する鍵となる。また、特許制度の保護機能は技術の市場流通を促進する前提として不可欠であろう。市場経済化という改革に伴うR&Dと生産との有機的結合を求める中国の科学技術体制改革の過程において、特許制度に代表される知的財産権制度は重要な役割を果たしていると思われる。

一方、特許制度を確立し、WIPOなどの国際組織や条約に加盟することにより特許技術情報の検索が自国にある特許管理機関においてもできるようになる。R&D活動を行う前に、特許情報の検索を通じて、重複開発の問題がある程度解決でき、研究開発の出発点が適切に設定できる。しかし、現実には、特許情報を積極的にR&Dプロジェクトの立案に利用する企業は一部しかない。多くの企業は

なお特許に関する意識が薄く、経営方針の策定、市場分析、R&D立案および技術導入の意思決定に際しての特許情報の役割の重要性を十分には認識していない。例えば、9割以上の中国企業が特許出願の経験がないことが指摘されている¹⁶。このような状況を改善するため、企業の特許戦略の意識をさらに高めなければならないであろう。

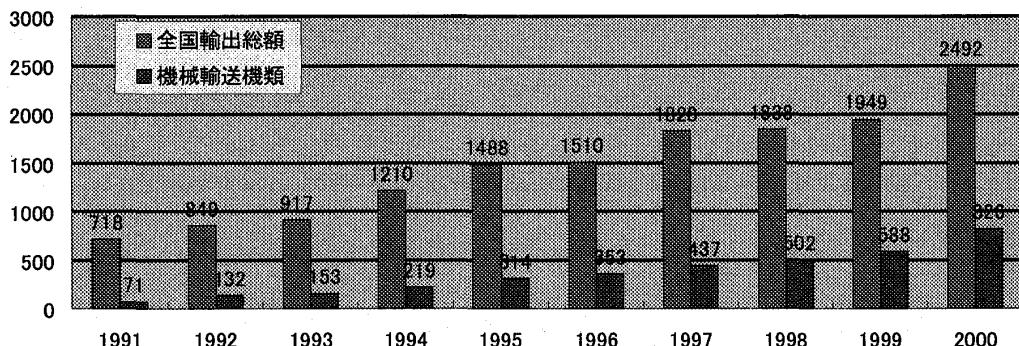
以上のように、特許制度は中国の産業発展に重要な役割を果たしている。特許制度を絶えず整備することによって、上述の問題も改善していくと予想される。

表2 1990年代後半の技術導入状況 単位:億ドル

	1997	1998	1999	2000
契約数(件)	5984	6254	6678	7353
総金額	159.2	163.8	171.6	181.8

出所:『中国対外経済貿易白皮書』中国金融出版社、2001年版、140ページ。

図3 1990年代の輸出金額の推移 単位:億ドル



出所:『中国対外経済貿易白皮書』中国金融出版社、2001年版、320ページより作成。

上記の内容で見た通り、知的財産権制度は市場競争秩序の維持および技術進歩の促進を通じて、産業発展に一定の役割を果たしていると言えよう。法改正などによる知的財産権制度の整備に伴い、外国技術の導入等のための法制環境は改善されてきている。例えば、1990年代末の技術導入をみれば、導入件数および金額とも上昇しつつある（表2）。とりわけ貿易における知的財産権を強く主張するアメリカからは、1996年以降毎年1000件以上の技術導入プロジェクトが行われている。技術進歩の成果の1つとしては、1990年代に輸出は増加しており、輸出製品構成も徐々に変化していることである（図3）。例えば、技術集約度の高い機械および輸送用機械類の輸出高は急速に増加しつつあり、全国輸出総額に占める割合は1991年の約10%から2000年には33%にまで拡大した。輸出増加には価格の優位性が1つの要因であると思われるが、技術移転や研究開発の活発化からもたらした技術進歩による品質の向上および品種の増加も重要な要因であると考えられよう。

とはいえ、どのような制度にも積極的な側面と消極的な側面がある。知的財産権制度もその例外で

はなく制度としての限界をもつものである。次に、知的財産権制度の限界を検討していこう。

III. 知的財産権制度の限界

知的財産権制度の限界を見る場合には、知的財産権の構成要素を分けて分析することが必要となり、制度にあった法原理の合理性を検討する必要がある。また、知的財産の個人的独占を保護するこの制度は、一国の国内において人々の間に不平等をもたらすだけでなく、先進国と途上国との間でも国家間の不平等を起こした問題に注意を払う必要もある。ここでは、知的財産権の限界について、制度そのものの限界および途上国にとっての問題といった視点から見ることにする。

1. 制度としての限界

(1) 問題の所在

知的財産権制度には限界があるといつても、その制度の全てを否定するわけではない。例えば、商標などの標識に対する保護は、市場競争秩序が保障でき、その合法的権利を持つ企業と消費者とのいずれにも有益である。しかし、技術やコンピュータプログラムなどの情報の専用権の保護に対し、異論は少なくない。知的財産権制度は、特許技術のような情報の自由利用を制限するということであり、それは情報流通の阻害要因でもあり、社会全体の発展にマイナスの影響を及ぼす側面になる可能性があると指摘されている。制度は一定の社会秩序の維持を達成するための手段であり、いくら充実しても現実におけるあらゆる利害関係が調整できるわけではない。それゆえに、制度の不完全な側面を見出し、今後的是正に足がかりを提供すべきである。

これまでの知的財産権に対する批判は、特に特許制度に関わるものが多い。したがって、次に特許制度を中心にその法原理の合理性を検討してみたい。

(2) 特許制度への指摘

産業発展のための技術進歩を求めようということが特許制度の本来の主要な目的であるにもかかわらず、特許権は独占的権利であるために、特許権の付与による情報の独占は弊害を伴い、社会的不利益が生じることもある。即ち、特許技術の産業化による商品市場は、特許期間において他企業の新規参入が完全に排斥される独占市場となり、特許権者以外の者による市場拡充および技術進歩加速の可能性が制圧されることになる。このような結果に関しては、社会的な最適水準の範囲以下にしかその技術情報は使われないと指摘がある¹⁷。特に企業技術の高度発達の今日では、特許技術を使用するために、特許権者に巨額の特許使用料を支払わなければならないことがしばしばある。高い使用料は市場競争を弱め、さらに消費者の選択の幅を狭めることによって、市場活力が失われる事が既

に問題視されている¹⁸。したがって、個人あるいは一企業の情報独占状態の許容と技術進歩の社会的 requirement の兼ね合いが一国の特許制度にとって避けられない課題であろう。

以上、特許制度を中心に知的財産権制度の一般的な問題点を見てきたが、次に、知的財産権制度をめぐる国際的問題を見てみよう。

2. 途上国にとっての問題

知的財産権は経済のグローバル化に伴い、国際的な権利となり、また様々な国際あるいは国家間の条約により国際的な制度となった。このような状況の中で、技術基盤の格差から生じた問題について、先進国と途上国との間に、貿易における知的財産権保護をめぐる交渉が続いてきた。また、多国籍企業の途上国への進出による現地国の産業発展に与える影響についても、特許制度が指摘されている。ここでは、こういった問題点を検討してみる。

(1) 貿易における知的財産権保護の問題点

国際的な知的財産権制度の枠組はアメリカの主導により形成された。その背景には、1980年代の半ば以来、アメリカは唯一の技術輸出超過の国として、次第に自国企業の知的財産権を保護することを主要な貿易政策としたことが挙げられる¹⁹。アメリカは国内立法および国家間の交渉を通して、他の国をこの枠組に取り込もうとしてきた。1986年からのウルグアイ・ラウンドで取り上げられた議題の1つは、各国間の知的財産権制度の調整であった。交渉の過程において、途上国と先進国の争議の焦点は先進国が認可した知的財産権の発展途上国での保護問題、即ち途上国の知的財産権保護が直接先進国の基準に従うか、あるいは途上国の状況に配慮して徐々に国際水準に合わせるかというようなことであった。途上国にとっては、知的財産権制度の強化によって技術利用が多大な制限を受けることになる。このため、交渉は難航した。最後にアメリカの圧力によって起こした二国間交渉やソ連崩壊などの国際情勢の変化が起り、次第に途上国の立場が変わった。1994年に当初先進国によって提出されたTRIPS議案は協定の形に決着した²⁰。

2000年1月から、TRIPS協定は途上国にも発効した。このように、先進国主導下の世界知的財産権制度の新たな構図が描かれた。前述のように、制度はあくまで社会秩序を維持する手段であるため、その介入によって公平な市場競争秩序の裏にある不平等な独占関係が保障されていることが考えられる。もし一国における産業発展のための経済的必要性があれば、この不平等な競争関係をある程度維持しても、その国の発展政策に過ぎない。しかし、先進国が主導によって結成された国際的制度は、産業発展が遅れている途上国のために十分配慮した場合に限り、国家間における不平等な競争関係を保つことになるであろう。平等なルールにより不平等な国家間関係が保障されているのが、正にこの制度における1つの問題点であると指摘しておきたい。

(2) 産業発展における特許制度の問題点

上記のように、知的財産権制度、とりわけ特許制度はその法原理や国際的関係の調整において、いくつかの指摘をしてきた。ここでは、さらに中国の現状に触れ、途上国産業発展における特許制度の問題点を考えてみよう。

表3 1990年代外国人発明特許登録状況 単位:件

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
全国登録合計	4122	3966	6528	3883	3393	2976	3494	4733	7637	12683
うち外国人	2811	2580	3922	2224	1863	1593	1962	3078	4540	6506
うちG7合計	2266	2131	3147	1772	1467	1288	1583	2403	3601	5148
外国人/全国	68%	65%	60%	57%	55%	54%	56%	65%	59%	51%
G7/全国合計	55%	54%	48%	46%	43%	43%	45%	51%	47%	41%
G7/外国人合計	81%	83%	80%	80%	79%	81%	81%	78%	79%	79%

出所:『中国統計年鑑』中国統計出版社、各年版より作成。 注:G7は先進7ヶ国を指す。

一般的に企業にとって、発明特許は企業の技術革新に深く関わるものである。1990年代の中国における発明特許の登録状況を見れば、外国人の登録件数は全国の発明特許登録件数に占める割合が約60%になっており、うち先進7カ国の登録件数が外国人の登録件数の80%に達していることが分かる(表3)。また、1998~2003年には、中国企業の特許出願は国内出願件数の3割弱しかなかった。このような状況は一面として従来技術基盤の弱い地元企業、さらに地元産業の発展に少なからずマイナスの影響を与えることになると思われる。なぜならば、技術の格差から企業の競争力が違ってくるため、厳しい市場競争において地元企業は不利な立場に立つことになる。1990年代の多国籍企業の中国進出状況では、1990年には2万5千社あまりであったのに対して、1994年以降は20万社以上に増加してきた(表4)。輸出においては、1999年に外資企業の輸出高が既に全国輸出高の45%を占めるようになった。産業分野にもよるが、中国企業は国内市場で外資企業との厳しい競争にさらされている。例えば、1990年代の後半には、IT産業分野における発明特許出願の90%が外国の大手企業によるものであったため、通信、テレビ放送、コンピュータおよび自動化などの領域において、もとより技術水準の低い中国企業の製品開発がさらに困難な状況にあったと言われている²¹。

また、市場規模が小さく、地元企業の技術開発力と革新力が弱い途上国であれば、さらに技術独占や特許不実施の問題が指摘され、また特許制度の規制により地元企業の技術輸入にも不利益がもたらされることもある²²。

ともあれ、知的財産権制度は途上国にとって市場規制の法律制度だけでなく、対外貿易と外資導入を促進する政策条件でもある。要するに、情報の自由利用と独占との間のバランスを取ることが重要である。知的財産権制度を強化すればするほど社会にとってプラスになるというものではない。したが

って知的財産法の内容、例えば保護対象、保護期間、保護範囲などについて、このマイナス面を最小にし、政策としての目的を最大限に実現するように制度を設計し、また追求しなければならないこととなる。

表4

外資系企業の登録状況

単位：社、億ドル

年分	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
年末企業数	25389	37215	84371	167507	206096	233564	240447	235681	227807	212436
投資総額	545.7	717.8	1784.6	3823.9	4907.2	6390.1	7153.2	7534.7	7742.3	7785.7

出所：『中国对外経済統計年鑑』中国統計出版社、2000年版、2001年1月、298ページ。

むすび

以上、知的財産権制度について、産業発展におけるその役割、中国における実状、およびその問題点をみてきた。中国の産業発展状況から見た通り、知的財産権制度は対外開放の拡大に伴い、産業発展に重要な役割を果たしていると言える。その利点は市場経済化の進展について、これから一層現われるようになると思われる。以下、本論文に沿ってまとめ、中国の知的財産権制度の発展課題を提示してみたい。

1. 産業発展における役割について

まず、知的財産権制度と産業発展との関係は相互に促進する発展関係である。知的財産権制度は、産業発展により誕生し、且つ整備されつつある一方、技術進歩の促進政策として、研究開発の成果を保護し、企業に市場競争力を与えることにより産業発展を促進する。

次に、知的財産権制度は市場における競争秩序の保障機能を持つ法律制度として、競争秩序を安定させる役割を果たし、企業を取り巻く経営環境を維持することができる。

また、企業は知的財産権を経営戦略に活用することができる。企業は特許制度を活用する特許戦略の実施を通して、収益を拡大し、競争力を強化することができる。また、企業は商標に関する戦略により顧客から信頼を獲得し、市場の支配力を強化することができる。競争優位を獲得するため、企業は知的財産を用いた経営戦略を積極的に活用すべきである。

知的財産権制度は現代社会における産業発展に欠かせない政策制度であり、企業成長のために利用可能な戦略手段であると言える。

2. 中国の産業発展と知的財産権制度について

まず、知的財産権制度に関わる取り組みとして、中国政府は模造品や海賊版などの不正商品が市場に出回ることを抑制するために、特許、商標および著作権などの法律に基づく取締を行っており、知

的財産権に関する知識の普及を促進し、同時に司法と行政との両手段を通じて知的財産権の保護を強化している。このような制度の強化は、外国企業に直接投資のより良い環境を提供し、外国直接投資の拡大を促進している。今後も外国の先進技術や経営管理方法などを導入するために、知財制度の一層の整備が必要とされる。

次に、技術進歩の促進においては、特に、特許制度が実施されて以来、大学・研究機関および一部の企業などの技術開発が活発化しており、特許制度の技術開発を促進する役割をある程度示している。特別な例としては、大手鉄鋼メーカーである上海宝鋼集団公司のような企業は、特許技術の積極的な採用により利益を拡大し、技術革新を加速している。今後、知財制度の強化に伴い、より多くの企業の技術革新が一層促進されていくと思われる。

また、科学技術体制改革の主要課題である計画経済時代から抱えてきた研究開発と生産の分離による研究開発の経済性問題および重複開発による資源の浪費問題を解決するために、特許制度に代表される知的財産権制度は一定の役割を果たしていると思われる。今後、特許制度を機能させるために、企業の特許戦略の意識をさらに高めなければならない。

3. 制度の問題点に関して

知的財産権制度にも限界があり、それについては制度そのものの限界および途上国にとっての問題点が一方で挙げられる。

まず、知財制度は、特許技術のような情報の自由利用を制限することで、市場競争を弱め、市場活力を抑制するという問題点が指摘されている。特許権の付与による情報の独占が社会的不利益をもたらすという可能性がその制度としての限界であると言える。

また、途上国にとっての問題としては、知的財産に関する国際的制度が先進国と途上国の国家間ににおける不平等な競争関係を保っているということが指摘されている。途上国においては、外国からの特許登録件数が多く、場合によっては途上国の産業発展が外国の特許技術に抑制され、技術基盤の弱い地元企業が激しい市場競争において不利な立場に置かれてしまう。

以上のような問題点は途上国である中国にとって、対応しなければならない課題であろう。

中国の知的財産権制度の実行には、また数多くの問題があるが、国際競争の激しいグローバル経済の中で、発明の成果を産業化するために、この制度に対しより大きい役割が期待されている。国民の知的財産権に関する意識を高めるために教育の強化と共に社会的な宣伝を一層強めるべきである。個人と社会、専有財と公共財、個別発明者の権利と社会全体の利益といった関係をいかに調和させ、産業発展を促すのかが、今後中国の知的財産権制度がうまく機能するかどうかの鍵となろう。

しかし、中国において、全体的に言えば、企業はまだ知的財産権に対する戦略意識が低い状況にあるため、知財のマネジメントの強化が当面の課題だと思われる。知的財産権は企業競争力を高める一

種の手段として、また絶えず新たな知的財産権の対象を生み出すことが、持続的な産業発展に関わる。WTO 加盟によって、中国企業が知的財産権をめぐる競争に直面するようになった。現在は、新製品の研究開発を発展させ、その成果を蓄積且つ有効活用することが産業発展にとって重要な課題である。知的財産権制度は、技術進歩、新たな産業領域の創出等を役立てるものとして、それを強化することの重要性が日増しに高まっている。経済発展と産業競争力の強化を促進するために、中国は知的財産権の保護を基本的国策とするようになった。政府は 2006 年 4 月 26 日に「知的財産権保護の行動綱領（2006 年～2007 年）」を公布し、全国 50 箇所の知的財産権侵害の告発サービス・センターを設立することを決めた。知財保護の強化は、時間が経つにつれて、より大きな効果が出てくると予想される。今後、経済のグローバル化の進展に伴い、知的財産権制度の中国における産業発展への役割、企業発展への影響にさらに注目する必要があると思われる。

¹ 「知識産権」編輯部編『知識産権』「知識産権」雑誌社、国家知識産権局専利法研究所編『専利法研究』知識産権出版社。

² 日本国際貿易促進協会中国特許協会、日本国際貿易促進協会中国特許・ライセンス協議会編『中国知的財産権 判例 100 選：権利の保護と紛争処理の現状』日本国際貿易促進協会（1997 年）、小松・泊・西川法律事務所著、[特許庁委託] ジェトロ海外工業所有権情報『中国の工業所有権侵害判例集（改訂版）』日本貿易振興協会投資交流部（2002 年）。

³ 中山信弘『工業所有権法（上）特許法〔第 2 版〕』オーム社、1998 年、p 6。

⁴ 馮曉青『企業知識産権戦略』知識産権出版社、2001 年、156 ページ。

⁵ 中国の知的財産権制度の確立については、拙稿「中国の技術進歩を促す法的基盤の整備 — 知的財産権制度の発展・特許法第二次改正を巡って —」『立命館経営学』（第 41 卷第 3 号）立命館大学経営学会、2002 年 9 月、133～136 ページを参照。

⁶ 同上、前掲拙稿、139 ページ。

⁷ 「扭转音像市場盗版状況、各地『音像城』全部关張」『人民日报 海外版』2001 年 12 月 27 日。

⁸ 「中国加大知識産権司法保護」『人民日报 海外版』、2006 年 3 月 11 日。

⁹ 「我国商標注册量再次世界首位」『人民日报 海外版』、2002 年 1 月 26 日。

¹⁰ Edwin Mansfield, *The Economics of Technological Change*, W. W. Norton & Company, Inc., 1968, p.34.

¹¹ 前掲拙稿、135 ページの表 1 を参照。

¹² 錢永銘「充分發揮專利制度的作用」『知識産権』知識産権雑誌社（北京）、2001 年第 1 号、3 ページ。

¹³ 「中国專利法規懲待完善」『人民日报 海外版』、2006 年 6 月 29 日。

¹⁴ 中国の大学と研究機関の知的財産管理について、独立行政法人工業所有権総合情報館委託調査『中国における大学・研究機関の知的財産管理と技術移転に関する調査研究』日本貿易振興会、2002 年 3 月参照。

¹⁵ 拙稿「中国一般機械工業の技術進歩メカニズムの変革—1990 年代における一般機械工業の発展を中心の一」『立命館経営学』（第 40 卷第 3 号）立命館経営学会、2001 年 9 月、11 ページ。

¹⁶ 「9 割企業が特許経験なし」『フジサンケイ ビジネスアイ』、2006 年 2 月 28 日。

¹⁷ Edwin Mansfield, *op.cit.*, p.208 (The patent gives the inventor the right to charge a price for the use of the information, the result being that the knowledge is used less widely than is socially optional.)

¹⁸ 富田徹男『市場から見た知的所有権』ダイヤモンド社、1993 年、p 246。

¹⁹ 張乃根『國際貿易の知識産権法』復旦大学出版社、1999年、p 215。

²⁰ 土肥一史『知的財産法入門（第4版）』中央経済社、2001年、p 302～305。

²¹ 鄭成思、韓秀成編『知己知彼 打贏知識產權之戰—中国“入世”知識產權縱橫談』知識產權出版社、2000年、287～288ページ。

²² 安藤哲生『新興工業国と国際技術移転』三嶺書房、1989年、153ページ。